

修正前（平成29年7月1日施行）	修正後（令和5年7月1日施行）	修正の理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><入会> 第6条 会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める額の入会金を添えて代表に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p><会費> 第7条 会費は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p><退会> 第8条 会員は、退会届を代表に届け出ることにより、退会することができる。</p> <p><除名> 第9条 会員が次の次号のいずれかに該当するときには、代表、副代表、事務局の同意により、これを除名することができる。ただし、弁明する機会をあたえなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為があったとき</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 会費を1年以上滞納したとき</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><入会> 第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、役員の承認を受けなければならない。</p> <p><会費> 第7条 会費は、年度事業の必要に応じて徴収を検討する。 既納の拠出金は、返還しない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p><退会> 第8条 会員は、退会届を事務局に届け出て、役員会議の承認により退会することができる。</p> <p><除名> 第9条 会員が次の次号のいずれかに該当するときには、会長、副会長、理事の同意により、これを除名することができる。ただし、弁明する機会をあたえなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為があったとき</p>	<p>○暫定的に入会金を無料としている対応を継続し、改編された役員による承認手続きを行うべく変更する。</p> <p>○暫定的に会費を無料としており、主たる事業は隔年開催の学術大会の開催と運営であるため、必要に応じて徴収を検討とすべく変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、体制に即した記載とすべく変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、役員表記を変更する。</p> <p>○会費の徴収を行っていないため、(2)を記載なしとする。</p>

<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p><役員の種類及び員数> 第10条 本会に次の役員を置く。 代表1名、副代表1名、事務局長1名</p> <p><役員を選任> 第11条 代表、副代表、事務局長は、正会員の中から選任する。</p> <p><役員職務> 第12条 代表は、会務を総轄する。 2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が指名した順序でその職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p><構成> 第16条 代表、副代表、事務局長の役員、および役員が推薦する会員またはその他の学識経験者をもって構成する。</p> <p><機能> 第17条 代表会議は以下の事項について議決する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産および会計</p> <p><資産> 第19条 本会の資産は次のとおりとする。 (1) 会費</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p><役員の種類及び員数> 第10条 本会に次の役員を置く。 会長1名、副会長2名、理事6名、事務局長1名、監事2名</p> <p><役員を選任> 第11条 会長、副会長、理事、事務局長、監事は、正会員の中から選任する。</p> <p><役員職務> 第12条 会長は、会務を総轄する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p><構成> 第16条 会長、副会長、理事、事務局長、監事の役員、および役員が推薦する会員またはその他の学識経験者をもって構成する。</p> <p><機能> 第17条 役員会議は以下の事項について議決する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産および会計</p> <p><資産> 第19条 本会の資産は次のとおりとする。 (1) 事業に伴う収入</p>	<p>○役員改編に伴い、役員表記を変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、役員表記を変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、役員表記を変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、役員表記を変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、表記を変更する。</p> <p>○会費の徴収を行っていないため、(1)を記載なしとする。</p>
---	--	--

<p>(2) 事業に伴う収入 (3) 資産から生ずる収入 (4) 寄付金 (5) その他の収入</p> <p><会計> 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。</p> <p>2. 事務局長は本会の運営、財産の状況を役員会議に報告する。</p> <p>3. 本会の決算および予算は役員会議の承認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 定款の変更ならびに解散</p> <p><会則の変更> 第21条 本会則の変更は、代表会議の議を経て、同意を得た後に決定する。</p> <p><本会の解散> 第22条 本会の解散は、代表会議の議を経て、同意を得た後に決定する。</p>	<p>(2) 資産から生ずる収入 (3) 寄付金 (4) その他の収入</p> <p><会計> 第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わることを原則とするが、年度事業において収支がなければ以下は不要とする。</p> <p>2. 事務局長は本会の運営、財産の状況を役員会議に報告する。</p> <p>3. 本会の決算および予算は役員会議の承認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 定款の変更ならびに解散</p> <p><会則の変更> 第21条 本会則の変更は、役員会議の議を経て、同意を得た後に決定する。</p> <p><本会の解散> 第22条 本会の解散は、役員会議の議を経て、同意を得た後に決定する。</p>	<p>○会費徴収がないこと、主たる事業の学術大会運営は隔年であること、当該大会運営は参加費のみで収支を完結していることに対応し変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、表記を変更する。</p> <p>○役員改編に伴い、表記を変更する。</p>
---	--	--